常勤役員の退職金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県トラック協会(以下「本会」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対して支給する退職金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程に定める役員とは、定款第24条第2項に定める専務理事、常務理事であって本会を主たる 勤務場所とする者をいう。

(支給対象)

第3条 本会を退職する場合 (死亡による退職を含む。以下同じ。) にその者 (死亡の場合は、その遺族) に支給する。ただし、定款第29条(2)による解任の場合は支給しない。

(算定方法)

- 第4条 役員の退職金の算定方法は、退職時の月額報酬に在任期間を乗じた額とする。ただし、千円未満は切り上げる。
 - 2 役員登用時において、使用人としての退職金の支給を受けなかった者に対しては、役員登用時における使用人分の給与(本給)を基準として、算出された額に、前項の算出により算出した役員退職金を加算した額を支給する。
 - 3 使用人分の算出にあたっては、使用人の期間をもって計算し、職員退職金規程の支給率を下限とする。 (功労加算)
- 第5条 会長は常任理事会の承認を得て、本会のために特に功労のあったと認められる者に対しては、前条の退職金額に100分の20を超えない範囲内の割合を乗じて得た金額を功労金として支給することができる。

(在任期間の計算)

- **第6条** 在任期間の計算は、就任の日から退任の日まで1カ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1カ月未満は1カ月に切り上げる。
 - 2 使用人分の期間計算は、前項に準ずる。

(支払方法)

- 第7条 退職金は退職日から1カ月以内に支払う。
 - 2 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払う。(改 廃)
- 第8条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益法人設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日)
- 2 役員退職金規程(平成20年4月1日施行)は廃止する。